

柳山ウインドパーク設置事業に係る環境影響評価準備書 に対する環境省意見

本事業は、株式会社ワット（以下「事業者」という。）が鹿児島県薩摩川内市において、27,600kW（2,300kW級風力発電設備を12基）の風力発電所を新設する事業である。対象事業実施区域及びその周辺は、複数の住居、学校、病院等が存在し、サシバ、アカハラダカ、カラフトワシ等の猛禽類が渡り又は越冬期に飛来する地域である。

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方、騒音・低周波音による健康影響、希少な鳥類の衝突事故（いわゆるバードストライク）地形改変に伴う動植物や水環境への影響、景観への影響等の環境影響が指摘されている。このような問題に適切に対応し、環境の保全に配慮された風力発電の導入を進めるため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）により、風力発電所の設置又は変更の工事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加され、平成24年10月1日に施行されることとなっている。

改正政令の施行に向け、経済産業省資源エネルギー庁は、これまで自主的に行われてきた環境影響評価手続から法の手続に円滑に移行できるよう、「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」（平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。）を公表し、経過措置を設けている。

本準備書は、実施要綱に基づく環境影響評価準備書として位置付けられ、事業者は、環境省及び関係都道府県知事・関係市町村長の意見を受けた経済産業省勧告を踏まえ、実施要綱（改正政令の施行後においては法）に基づく環境影響評価書の作成等の手続が求められる。

事業者においては、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、環境影響評価手続を通して得られた意見を踏まえ、環境影響評価の結果を見直し、適切な環境保全措置を講じる必要がある。

1. 法及び関係法令等に従った環境影響評価書の作成について

実施要綱（改正政令の施行後においては法）に基づく環境影響評価書の作成に当たっては、実施要綱（改正政令の施行後においては、法及び電気事業法（昭和39年法律第171号））及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。再検討に当たっては、工事の実施におけ

る「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目並びに「風車の影」及び「生態系」を環境要素に係る項目についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

特に「風車の影」については、風力発電設備から最近接の住居までの距離が約 520m であり、当該住居等に対する環境影響が懸念されることから、評価項目として選定し、重点的な環境影響評価の実施を検討すること。

3．騒音及び低周波音について

対象事業実施区域周辺には、複数の住居や学校、病院等が存在し、風力発電設備から最近接の住居までの距離が約 520m であること、現況の騒音測定結果から静穏な地域であることが示されていることなどから、必要に応じて騒音及び低周波音の事後調査の実施を検討し、事後調査の結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講じること。

4．動物及び植物について

(1) 調査及び予測の再実施について

動物及び植物の調査は、猛禽類の渡り時の移動経路以外の情報については、文献その他の資料調査にて実施しているが、当該調査の基本的な手法や調査地域、調査地点、調査期間等が不明であるため、当該地域の動物相及び植物相の状況が適切に把握されているか不明である。このため、これらの情報について明らかにするとともに、不足している情報等があると判断される場合においては、適切な現地調査を実施すること。

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、できるだけ定量的な手法を用いて予測を行うこと。

(2) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討すること。

特に、本地域においては、サシバ、アカハラダカ、カラフトワシ等の猛禽類が確認されており、これらを含めた鳥類のバードストライクに関する予測については不確実性が大きいことから、事後調査を実施すること。特に衝突確率の算出による定量的な予測を行った場合、事後調査も定量的に行うこと。また、必要に応じて、工事着手前の適切な時期に土捨場を含む改変区域内及び周辺区域の重要な種の確認調査を事後調査として実施し、その結果に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

5．事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。